

# 中学生のきまり

小樽市中学校生活指導委員会

I. 生活のめあて ◎一人一人が目標を持って、規律ある、有意義な生活をしましょう。

## II. 生活のきまり

### 1. 外出時

- 1) 帰宅は、午後6時をめやすに行動しましょう。  
※ 祭り等の場合は、午後9時までに帰宅しましょう。
- 2) 外出の際には、保護者に行き先・帰宅予定時刻・同伴者などを告げ、許可を得るとともに必ず生徒手帳（身分証明書）を携行しましょう。
- 3) 友人宅での外泊はしないようにしましょう。
- 4) 暗がりや繁華街は通らないようにしましょう。また、見知らぬ人に誘われても応じないようにしましょう。  
※危険を感じたり、被害を受けるようなことがあったら、ただちに近くの人に知らせ、110番又は交番・保護者・学校に連絡しましょう。
- 5) 交通ルールとマナーを守り、交通事故に遭わないように細心の注意を払いましょう。

### 2. 海水浴

- 1) 水難事故に遭わないように細心の注意を払いましょう。  
※指定された時期に、指定された海水浴場で泳ぎましょう。
- 2) 海水浴には保護者と行きましょう。但し、生徒のみの場合は必ず三人以上で行きましょう。
- 3) 魚介類の無断採取は場合によって犯罪となります。絶対にしてはいけません。

### 3. 娯楽・スポーツ

- 1) ゲームセンターは、保護者の許可を得て入場しましょう。  
条例では中学生のみの場合は18時まで、18時以降は保護者同伴の必要があります。
- 2) 花火遊びは、近所の人の迷惑にならないように気をつけ、後始末をきちんとしましょう。  
また、火気の取り扱いには、十分に注意を払いましょう。
- 3) 市内スキー場（天狗山・朝里川温泉・オーンズ）に中学生のみで行く場合は、必ず三人以上で行きましょう。
- 4) 映画鑑賞で、生徒のみの場合は、帰宅時刻をめやすに帰宅できるように入館しましょう。

### 4. その他

- 1) 中学生のアルバイトは、法律で禁止されています。但し、新聞配達については、学校に届け出て、必要な手続きをおこなってください。
- 2) 各公共施設の利用については、各施設のきまりをしっかりと守りましょう。

## III. 保護者のみなさまへ

※ 上記のきまりの他に、下記の点につきましては、各家庭で十分に配慮していただき、目が行き届くようお願い申し上げます。

1. 飲食店・喫茶店・インターネットカフェ・マンガ喫茶・ビリヤード場・カラオケボックス等の利用は必ず保護者同伴でお願いします。
2. キャンプや市外及びナイターのスキーに行くとき、また、それに伴い宿泊をする場合は、保護者と一緒に行動していただくようお願いします。
3. 近年、携帯電話・スマートフォン、インターネットなどによるトラブルが中学生でも多数報告されています。
  - ・ネットのルールやマナーをしっかりと守らせ、被害者にも加害者にもならないようお願いします。
  - ・またSNSの利用は、ネット依存、いじめ、犯罪へ繋がるリスクを十分にお子様に理解させた上で利用させていただきたいと思います。トラブルに巻き込まれた場合は速やかに警察に対応してもらうことも大切です。
  - ・なお、携帯電話・スマートフォンやインターネットなどの利用については「おたるスマート7」、『小樽の子どもたちを守るために』について家族で相談の上、利用させていただきたいと思います。

(令和7年4月改正)